

## 質問回答

2016 年 7 月 4 日

2016 年度案件別外部事後評価:パッケージ -2(ベトナム)(公示日:2016 年 6 月 29 日 / 公示番号:160426)  
 2016 年度案件別外部事後評価:パッケージ -3(カンボジア)(公示日:2016 年 6 月 29 日 / 公示番号:160427)  
 2016 年度案件別外部事後評価:パッケージ -5(ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ)(公示日:2016 年 6 月 29 日 / 公示番号:160429)  
 上記 3 案件について、業務指示書を以下のとおり変更します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	指示書 21 ページ 「3. 実施方針および留意事項」 (9)について	右記の文章を追加します。	提案された詳細分析の最終的な実施判断については、契約交渉を経て確定することとする。実施する詳細分析の数は、1 パッケージあたり原則 1 件を想定しているが、プロポーザルにて複数の提案を出すことは妨げない。
	指示書 24 ページ 「3. 業務量の目途」	「3. 実施方針および留意事項」(9)を踏まえ、有識者等による詳細分析等を追加による全体 M/M の変更について、右記のとおり文言を追加します。	【原文】 「3. 実施方針および留意事項」(9)を踏まえ、有識者等による詳細分析等を追加することで、全体 M/M 等につき変更が必要な場合はプロポーザルにて併せて提示を行うこと。ただし、1 案件にかかる追加の業務量は 0.49M/M(国内 0.25M/M、現地 0.24M/M)を目安とする。 【以下追加部分】 <u>複数案件、複数国を対象とした分析を提案する場合、国内業務量は原則増加を認めないが、現地業務については効率的な調査を前提とした業務量を提案することとし、契約交渉にて確定する。</u>

	指示書 25 ページ 「4. 業務従事者の構成(案)」	「3. 実施方針および留意事項」(9)にかかる業務従事者の構成につき、右記のとおり文言を追加します。	【原文】 「3. 実施方針および留意事項」(9)を踏まえ、有識者による詳細分析等を追加することで業務従事者の構成につき変更を提案する場合は、プロポーザルにて提示を行うこと。  【以下追加部分】 <u>格付については、有識者の経験を踏まえての提案とするが、2号を上限とする。</u>
--	--------------------------------	--	--

以上